

報道関係者 各位

令和7年4月23日  
農 林 水 産 部

## 今冬の大雪による農林水産被害に対する追加支援について

今冬の大雪に伴う農林水産被害に係る復旧等の支援を実施しているところですが、被害状況等を踏まえ、以下のとおり追加で実施することとしたのでお知らせします。

### 1 農林水産物や関連施設等に関するもの《農林水産物等災害対策事業》

#### (1) 農作物や農業用ハウス等の被害に係る復旧《農作物等災害対策》

概 要	農作業小屋、農機具格納庫の復旧に対する支援 ○農作業小屋、農機具格納庫の復旧
実施主体	農業協同組合、農業法人、農業者等
補助率	県1/3(※)、市町村1/6 ※上限額667,000円/棟

#### (2) 畜産施設等の被害に係る復旧《畜産施設等災害対策》

概 要	畜産施設等の復旧に対する支援 ①死亡家畜の運搬・処理 ②家畜の緊急避難のための運搬 ③畜産関係施設・機械・装置の修繕・整備 ④畜舎の消毒資材の購入
実施主体	農業法人、農業者等
補助率	県1/3(※)、市町村1/6 ※事業内容に応じた上限額あり

### 2 果樹の枝折れ被害に関するもの《果樹被害特別支援》

#### (1) 果樹の枝折れ被害に対する支援等《果樹被害特別支援》

概 要	果樹の枝折れ被害に対する支援 ①果樹の枝折れ箇所への固定支柱等資材の購入 ②改植に伴い必要となる果樹の抜根等に要する重機の借上
実施主体	農業協同組合、農業法人、農業者等
補助率	県1/3(※)、市町村1/6 ※①については、上限額2,000円/箇所 ②については、上限額34,000円/日・台



【問合せ先】農林水産部農政企画課  
課長補佐 太田 真哉 (TEL:023-630-3659)  
【広報監】農林水産部 次長 小泉 篤